

各務原キムチイメージキャラクター「キムぴ〜」

使用取扱要綱

(平成18年6月2日 決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原キムチイメージキャラクター「キムぴ〜」(以下「キムぴ〜」という。)の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 「キムぴ〜」の使用は、民間企業等との協働により「各務原キムチ」をPRするとともに地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(使用に関する基本的な考え方)

第3条 「キムぴ〜」の使用は、社会的に信用度の高いものでなければならないため、その内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない

(使用の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、使用の許可をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他不適当であると会長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、その使用の性質に応じて、内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定める基準による。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の使用は、許可しない

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種で社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生手続き中又は更生手続き中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) その他会長が不適当であると認めるもの

(屋外広告に関する基準)

第6条 屋外広告の内容及びデザイン等が都市の美観風致を損なうおそれがあるものは使用を許可しないものとし、必要な場合は別に定める基準による。

(ウェブページに関する基準)

第7条 ウェブページへの使用は、ウェブページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブページの内容についても第6条及び第7条の規定を適用する。

（ 審査機関 ）

第8条 使用についての可否を審査するため、「キムぴ〜」使用審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

- （1） 委員長 会長
- （2） 副委員長 副会長
- （3） 委員 キムチ日本一の都市研究会委員

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

（ 会 議 ）

第9条 審査会の会議は、使用内容等、その使用に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（ 庶 務 ）

第10条 審査会の庶務は、事務局（各務原市観光交流課）において処理する。

（ 使用の手続き ）

第11条 使用を希望するものは、使用申請書（様式 1）を提出し、あらかじめ次に掲げる事項について審査会の審査を受けなければならない。

- （1） 使用目的
- （2） 種類
- （3） 規格
- （4） 予定価格及び販売方法

（ その他 ）

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月2日から施行する。